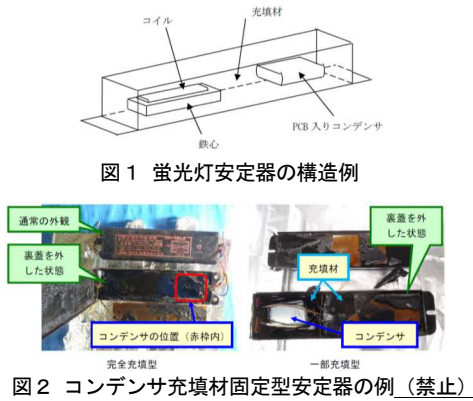


# 廃棄物処理法施行規則の一部改正について (PCB・災害廃棄物関係)

## 1 PCB 使用廃安定器に係る処理基準等の改正 (規則第 8 条の 10、第 8 条の 13)

PCB 汚染物のうち、環境大臣が定めるもの (PCB 使用廃安定器 (コンデンサ外付け型で、PCB の漏洩がないものを除く。)) は、形状の変更 (分解など) が禁止

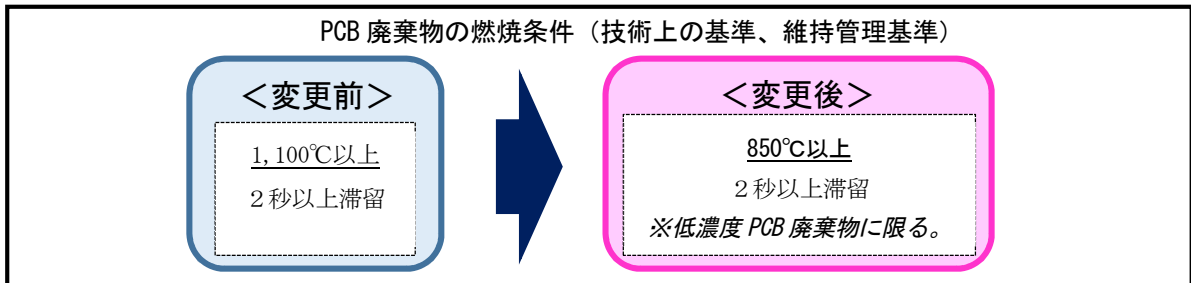


▶ 施行日:平成 27 年 12 月 14 日

## 2 低濃度 PCB 廃棄物の焼却処理に係る技術上の基準及び維持管理基準の改正

(規則第 12 条の 2、第 12 条の 7)

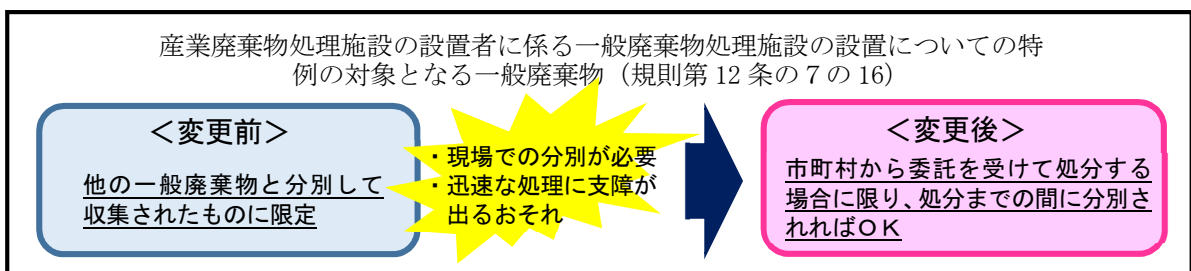
法第 15 条に規定する PCB 廃棄物の焼却施設の技術上の基準及び維持管理基準について、実証実験の結果等を踏まえ、低濃度 PCB 廃棄物に限り 850℃以上で 2 秒以上滞留することを基準として設定



▶ 施行日:平成 27 年 12 月 14 日

## 3 産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例の改正 (規則第 12 条の 7 の 16)

法第 15 条の 2 の 5 に規定する非常災害により生じた廃棄物に係る特例について、より迅速な災害廃棄物の処理が可能となるよう改正



▶ 施行日:平成 27 年 11 月 24 日